

稲城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、稲城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、校長からの申請により、学校ごとに協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合は、別に定める基準により、協議会の設置の可否を決定するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により協議会の設置を決定したときは、その旨を第1項の申請をした校長に通知するものとする。

(組織)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）の数は、5人以上10人以内とし、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により、教育委員会が任命するものとする。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員の辞職等により欠員が生じたときは、教育委員会は、新たな委員を任命することができる。

3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤

の特別職の身分を有する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

2 前条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、稲城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号）の規定による。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会の運営に著しい支障を来す行為
- (2) 営利行為、政治活動、宗教活動等に委員としての地位を不当に利用する行為
- (3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となる行為

(解任)

第8条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その任を解くことができる。

- (1) 委員が辞任を申し出たとき。
- (2) 前条の規定に違反したと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、職務を遂行することができないと認められるとき。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員(対象学校の校長及び教職員を除く。)の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(学校運営に関する基本方針の承認)

第10条 対象学校の校長は、次に掲げる事項を内容とする基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事。
- (2) 学校の経営計画に関する事。
- (3) 学校の組織編成に関する事。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本方針に従って学校の運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第11条 協議会は、対象学校の運営について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条の目的を踏まえ、対象学校の職員の任用に関する事項（次に掲げるものを除く。）について、教育委員会を経由し、任命権者に対して意見を述べるができる。

- (1) 分限及び懲戒に関する事。
- (2) 特定の個人に関する事。

3 前項の意見は、対象学校における課題の解決、教育の充実及び校内体制の整備の充実に資するものでなければならない。

(議事)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が開催日前に招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて対象学校の教職員に会議への出席を求め、報告及び説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第13条 会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

- (1) 第11条第2項及び第3項に関する事項について審議する場合
- (2) 協議会が特別の事情により、会議を公開しないことを決定した場合

2 会議の傍聴を希望する者は、事前に会長へ申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進さ

れるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援についての協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確に把握し、必要に応じて指導又は助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

3 対象学校の校長は、協議会の運営状況について教育委員会へ報告しなければならない。

(運営に必要な事項等)

第16条 教育委員会及び協議会は、法令又は教育委員会が定める規則等の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を別に定めることができる。

2 協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 学校運営協議会の設置等に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

(稲城市立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 稲城市立学校の管理運営に関する規則（昭和53年稲城市教育委員会規則第4号）

の一部を次のように改正する。

第 12 条の 4 を削り、第 12 条の 5 を第 12 条の 4 とし、第 12 条の 6 を第 12 条の 5 とする。